

# 面的整備の取組について

## -大分県佐伯市(九州整備局管内)-

### ■はじめに

近年、豪雨等による自然災害の頻発化・激甚化に伴って、既存の分収造林契約地とその周辺の森林整備の必要性のある森林を含め、水源涵養、土砂流出防止など森林の有する公益的機能の一層の発揮が求められています。

こうした中、森林整備センターでは令和3年度より、新たに「面的整備」の取組を開始しました。

「面的整備」では、既存の分収造林契約地周辺において「面的水源林整備区域」を設定し、当該区域内のうち、速やかに森林整備を行う必要性があるなど、一定の要件を満たす森林を対象に分収造林契約を締結して、水源林造成事業により育成複層林を造成します。

#### 面的水源林整備区域とは

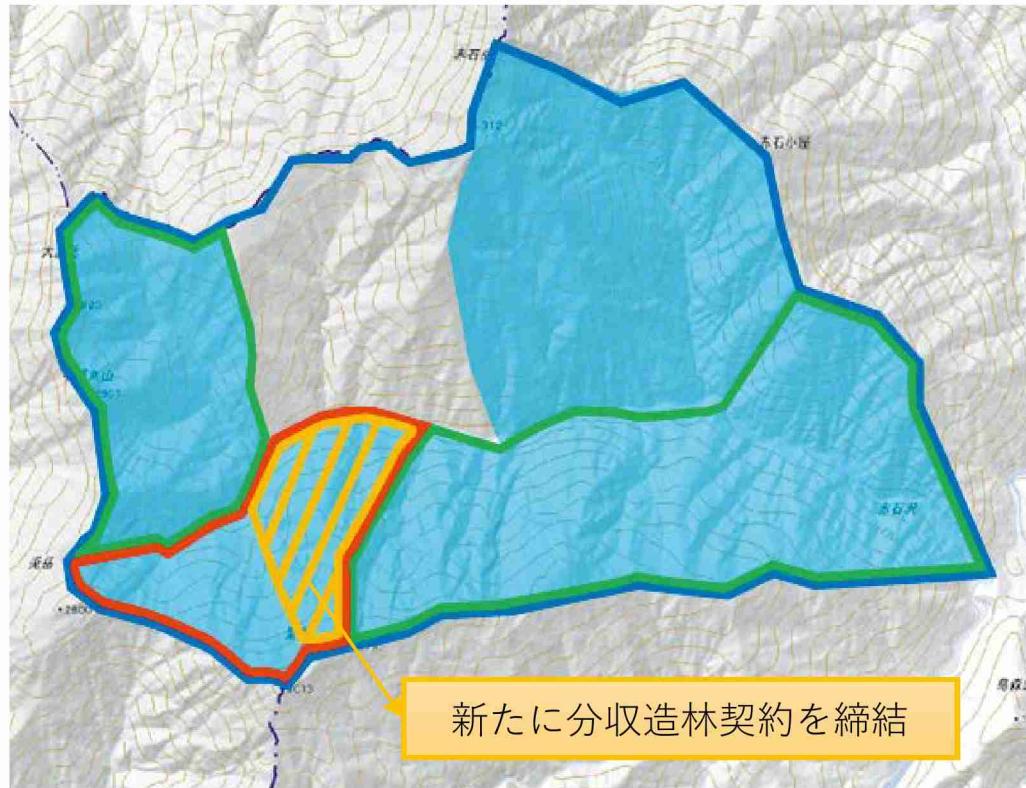
- 次の条件を全て満たした自然地形等を境界とする区域で、地元の市町村の意見を踏まえ、森林整備センターが設定します。
  - ① 区域内の水源林造成事業の既存の分収造林契約地の面積がおおむね100ha以上
  - ② 区域内のおおむね5割以上が、既契約地又は1～3号保安林（予定地を含む）であること

#### 面的整備における分収造林契約の対象地要件

- 面的整備では水源かん養保安林であること等の分収造林契約の通常の要件に加え、次の要件を満たす必要があります。
  - ① 面的水源林整備区域内の森林であること
  - ② 森林整備の必要性のある森林であること
  - ③ 標準伐期齢以上であること等

面的整備では立木のある場所で分収造林契約を締結し、育成複層林の造成に向けて、伐採から事業を開始することが特徴です。

面的水源林整備区域（イメージ）※実際の既契約地や保安林等とは異なります。



出典：地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工して作成

森林整備の必要性のある森林（イメージ）



出典：令和2年度 森林・林業白書（林野庁）  
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/R2hakusyo/zenbun.html>)

#### 凡例

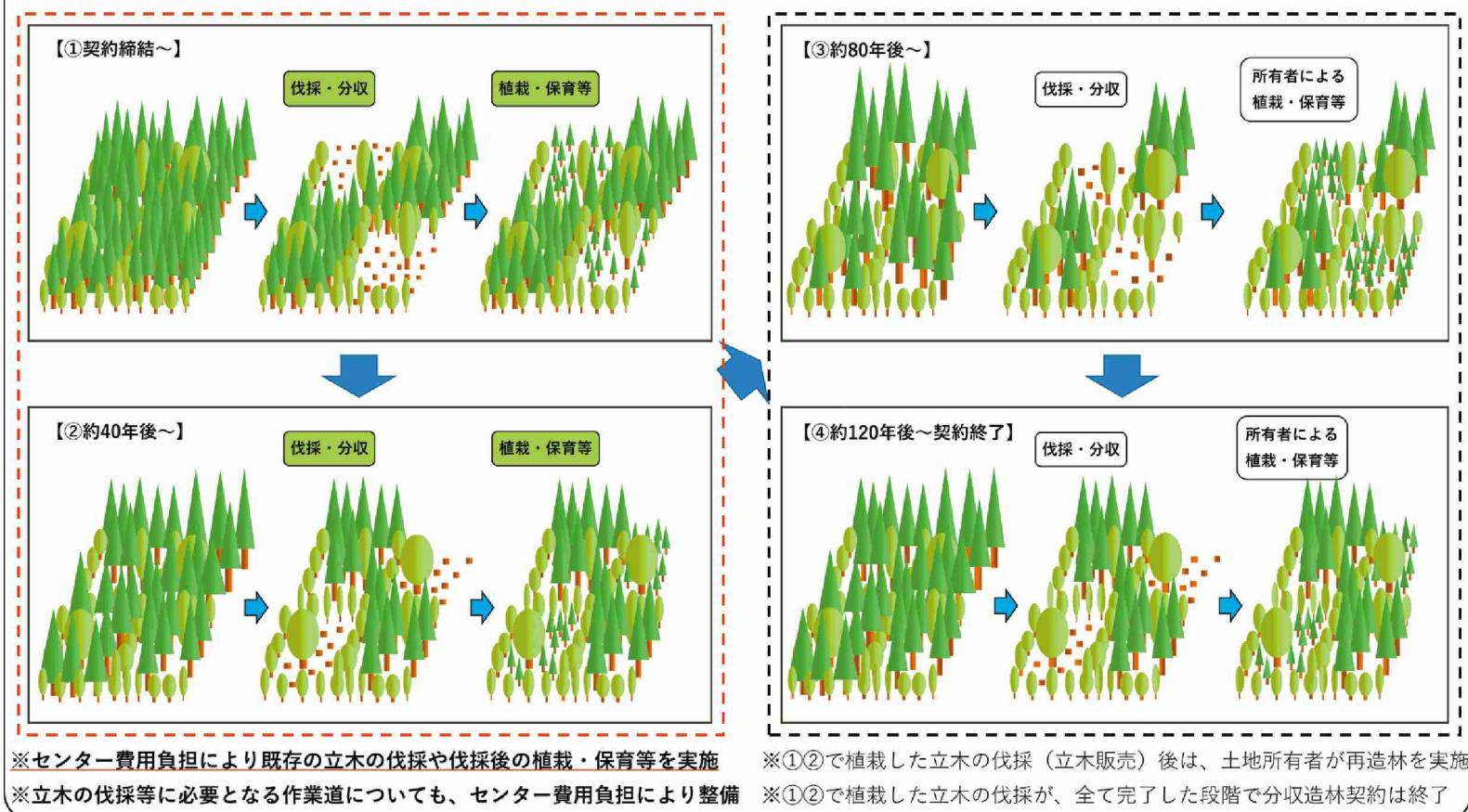
|                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| <input type="checkbox"/> | 面的水源林整備区域       |
| <input type="checkbox"/> | うち既存の分収造林契約地    |
| <input type="checkbox"/> | うち保安林（予定地を含む）   |
| <input type="checkbox"/> | うち森林整備の必要性のある森林 |

## ■育成複層林の造成

面的整備では、森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるため、育成複層林を造成します。

森林整備センターは、育成複層林を造成するために必要となる下図の①、②で実施する立木の伐採や伐採後の植栽・保育などの費用を負担します。

### 育成複層林（二段林）の造成イメージ



## ■九州整備局における取組

九州整備局では、大分県佐伯市の北川上流部にある北川ダムの集水域に位置する区域を面的整備の候補地として選定し、佐伯市との協議や現地調査を実施しました。

佐伯市からは「本区域はダム集水域であり水源涵養機能を持続的に発揮させる必要性がある」など面的整備の取組に賛同が得られ、令和3年12月に大河内地区面的水源林整備区域として設定しました。

その後、令和4年1月～3月にかけて無人ヘリコプターを利用したレーザ計測を実施し、森林の状況や地形等を詳細に調査しました。

今後は、大河内地区面的水源林整備区域における森林整備方針等の「全体計画」作成や分収造林契約の締結、育成複層林の造成を通じて、森林の有する公益的機能の持続的発揮に資する取組を推進します。



面的整備後（育成複層林）のイメージ

### 【大河内地区面的水源林整備区域の概要】

|              |        |
|--------------|--------|
| 面的水源林整備区域面積  | 約229ha |
| うち既契約面積      | 約90ha  |
| うち保安林面積      | 約229ha |
| 分収造林契約面積（見込） | 約58ha  |
| 主要樹種         | スギ、ヒノキ |

